

宿泊税実務者説明会での質疑応答

開催日：令和5年2月13日(月)

【午前の部】10:30～12:00

【午後の部】14:00～15:00

【特別徴収事務について】

質問内容	回答
<p>① OTA(オンライントラベルエージェントの略でオンライン上でのみ営業を行う旅行代理店)から、宿泊税を宿泊料金に含めて料金表示したいとの要望があるが可能か。</p> <p>また、現在の宿泊施設における集客方法はネットが主流だが、特に海外のOTA事業者に対し宿泊税の導入についての周知はどの程度行っているのか。</p>	<p>宿泊税を含めた料金表示にさせていただいて結構です。その際は、OTA から宿泊施設に対し支払われる宿泊料金の中から、宿泊税に該当する部分を申告して納付していただくことになります。</p> <p>宿泊税の導入については関係機関に対し一定の周知を図っているところです。海外のOTA 事業者に対しての周知は、すでに宿泊税を導入している自治体に照会を行ったところ、いくつかの自治体で実績がありましたので、方法を確認しながら今後とも周知を徹底してまいります。</p>
<p>② 事前決済した場合の OTA から宿泊施設への宿泊税の入金は、タイムラグがあるため約3か月後になる。よって市に納入する際には先に手出しすることになる。経理上の処理はどうしたらよいのか。</p>	<p>制度上、特別徴収義務者として宿泊施設の皆様に宿泊税を納入していただく際の経理上の問題については、市側では特に対応ができないため、その点については税理士等に相談をお願いします。</p> <p>このほか、OTAとの関係での困りごとなどについて、既に宿泊税を導入している自治体に照会したところ、OTAとの関係では特にないということでしたが、主に海外のOTAで宿泊予約を行った海外の宿泊者から、「宿泊税が事前決済か現地決済かわからない」との相談や、宿泊税に関して「聞いてない、知らない」と支払いになかなか応じてもらえなかったケースがあるとのことでした。</p> <p>本市では多言語対応のポスター、チラシ等の掲示や配布など、海外の宿泊者に対しても周知に努めているところです。今後とも徹底してまいります。</p>
<p>③ 課税免除対象の宿泊者から提出された証明書については、申告納付をする際に添付する必要があるのか。また、保管する場合、どのくらいの期間が必要になるのか。</p>	<p>添付は不要です。施設の方で保管をしていただきます。</p> <p>税務調査を行う場合に帳簿と申告とを突合する場合がありますため、帳簿は5年間保存となります。</p>
<p>④ 特別徴収事務交付金について、「申告納入された額の 2.5%」や「上限額50万円」といった算出方法はどのような考え方か。</p> <p>宿泊税の導入後、事務手続きの増加により新たな経費が発生するため、額を加算してほしい。</p>	<p>他都市の事例や宿泊施設の規模等を参考にさせていただきました。</p> <p>事務の手続きが増加することよりご負担をおかけすることになると思いますが、税の制度上、すべての経費への対応はできません。宿泊税を活用し観光の振興を図ることで利益を還元していきたいと考えておりますのでご理解ご協力をお願いします。</p>

⑤	領収書について、宿泊税は客室料金や消費税等の合計額に含めた形で表示するのではなく、分けて表示する必要があるか。	宿泊税がいくらだったかお客様にわかるように表示してください。
⑥	宿泊税のみの領収書の発行は可能か。	可能です。

【電子申告について】

質問内容		回答
①	電子申告した場合の紙での提出は必要か。	紙媒体での提出は不要になります。 パソコン、タブレット、スマートフォンなどを使って、別途案内する長崎市電子申請サービスにより電子申告していただければと思います。
②	納付の特例により三か月分をまとめて納付する場合でも、一か月ごとに納付書を作成する必要があるのか。	納入の仕組みの関係上、一か月ごとに納付書を作成いただきますようお願いいたします。
③	ペーパーレス、キャッシュレスが進んでいるので、時代に即したやり方でできないのか。	現在は電子納付ができない状況ですが、今年の秋以降に国が行っているeLTAXに宿泊税も組み込まれることとなります。仕様は確定しておりませんが、eLTAXで納付できる仕組みが出来上がりましたら、皆様に情報等ご案内させていただきたいと思います。 ※eLTAX…地方税の申告、申請、納税などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム
④	納入申告書と月計表を併せて提出となっているが、電子申告の場合、月計表はどうしたらよいのか。	電子申請のページの最後に月計表を添付できるボタンがございます。(資料②電子申告について P5) Excel や pdf などで作成したものを添付してください。
⑤	月計表のフォーマットは決まっているのか。	内容が確認できれば大丈夫です。 また、長崎市のホームページに Excel の月計表を掲載しておりますので、そちらをご活用いただければと思います。
⑥	ある月の宿泊税の特別徴収額が0円の場合でも「0円」という申告をする必要があるのか。	0円の場合は申告を省略することも検討しましたが、0円なのか申告忘れなのか区別がつかないこと、他の先行都市にも照会しましたが、全て申告を求めていることから、大変ご面倒をおかけしますが、0円の場合でも申告をお願いします。
⑦	宿泊が月をまたぐ場合、宿泊税は別々に申告することになるのか。	該当する月でそれぞれ申告いただくことになります。

【課税免除について】

質問内容		回答
①	スポーツ大会について、長崎市外で開催される大会で長崎市に宿泊する場合は対象になるのか。	大会が長崎市外であっても、長崎市に宿泊する場合は課税免除の対象となります。
②	学習塾の学習合宿や学童保育での宿泊は課税免除の対象にならないのか。	課税免除については、子供たちが日中ほとんどの時間を過ごす施設での活動を対象としております。そのため、学習

		<p>塾や学童保育については課税免除の対象外と整理しております。</p> <p>宿泊税の制度については、3年毎に制度の見直しを行いますので、今後運用していく中でご意見が出ましたら、しっかりと検証をしていきたいと考えております。</p>
③	<p>課税免除の証明をする代表者は学校長になるのか。</p>	<p>学校での活動であれば学校長、また、地域のクラブチームや複数での学校が跨る場合等、学校で把握できない場合はクラブチームの代表者の方に証明をしていただくか、大会の主催者を代表者として証明をしてもらうことになります。</p>